

# 東金市太陽光発電設備の設置に関する各種手続情報

## 〔手続情報について〕

◎この冊子は、本市において太陽光発電所を導入する際に必要となる（又はその可能性のある）主な許認可等の手続を参考として取りまとめたものです。

その他、千葉県が提供している「新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕」を併せてご確認ください。

## 〔お願い〕

◎事業の実施に当たり、国のガイドラインの遵守及び関係法令等の十分な確認を行い、事業者の責任のもと確実に手続きを行ってください。

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） 資源エネルギー庁
- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン 環境省

## 〔重要〕

◎事業の概要や環境・景観への影響等について説明会を開催するなど、地域に住んでいる方から十分な理解を得られるようコミュニケーションを図り地域に配慮した事業を実施するようお願いいたします。

◎資源エネルギー庁が作成した事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）で遵守を求めている事項に違反した場合は、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法に基づき認定取消し等の措置が講じられることもあります。

令和6年8月

東金市 経済環境部 環境保全課

## 手続内容別一覧

No.	許認可等手続の名称	法令等の名称	窓口	頁
1 土地取引に関する手続				
1-1	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出・申出	公有地の拡大の推進に関する法律	都市整備課 計画係	1
1-2	一定規模以上の土地売買等に伴う事後届出	国土利用計画法	都市整備課 計画係	1
1-3	森林の土地の新たな所有者の届出	森林法	農政課 農政係	2
2 土地造成・土地利用・建築行為等に関する手続				
2-1	道路・河川・法定外公共物の占用・工事に対する許認可	道路法・河川法・東金市法定外公共物管理条例	建設課 管理係	3
2-2	開発行為を行う場合の事前協議申請	東金市宅地開発指導要綱	都市整備課 計画係	3
2-3	都市計画施設(都市計画道路等)や市街地開発事業(土地区画整理事業等)の区域内における建築物の建築の許可	都市計画法	都市整備課 計画係	4
2-4	地区計画区域内における建築物の建築等の届出	都市計画法	都市整備課 計画係	4
2-5	建築物又は工作物の確認申請	建築基準法	都市整備課 施設管理係	5
2-6	民有林(0.3ha)に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	農政課 農政係	5
2-7	農業振興地域の農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	農政課 農政係	6
2-8	農地転用の許可申請	農地法	農業委員会 事務局	6
2-9	埋蔵文化財包蔵地内での工事の届出	文化財保護法	生涯学習課 文化学習振興係	7
2-10	土砂等の埋立て等の許可申請等	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	環境保全課 公害対策係	7
2-11	騒音・振動を発生させる工事の届出	騒音規制法・振動規制法、東金市環境保全条例	環境保全課 公害対策係	8

## 手続内容別一覧

No.	許認可等手続の名称	法令等の名称	窓口	頁
3 設備等の設置・保安に関する手続				
3-1	騒音・振動を発生させる施設設置の届出	騒音規制法・振動規制法、東金市環境保全条例	環境保全課 公害対策係	9
4 その他手続				
4-1	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置	地方税法附則、地方税法施行規則附則	課税課 資産税係	10
5 参考：国ガイドライン・県許認可等手続情報				
5-1	事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)		資源エネルギー庁	11
5-2	太陽光発電の環境配慮ガイドライン		環境省	11
5-3	太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)		環境省	11
5-4	新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕		千葉県商工労働部産業振興課	11
5-5	千葉県自然公園内の規制・届出について		千葉県環境生活部自然保護課	12

## 窓口別 一覧

窓口	No.	許認可等手続の名称	法令等の名称	頁
課税課 資産税係	4-1	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置	地方税法附則、地方税法施行規則附則	10
農政課 農政係	1-3	森林の土地の新たな所有者の届出	森林法	2
	2-6	民有林(0.3ha)に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	5
	2-7	農業振興地域の農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	6
環境保全課 公害対策係	2-10	土砂等の埋立て等の許可申請等	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	7
	2-11	騒音・振動を発生させる工事の届出	騒音規制法、振動規制法、東金市環境保全条例	8
	3-1	騒音・振動を発生させる施設設置の届出	騒音規制法、振動規制法、東金市環境保全条例	9
農業委員会 事務局	2-8	農地転用の許可申請	農地法	6
建設課 管理係	2-1	道路・河川・法定外公共物の占用・工事に対する許認可	道路法・河川法・東金市法定外公共物管理条例	2
都市整備課 計画係	1-1	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出・申出	公有地の拡大の推進に関する法律	1
	1-2	一定規模以上の土地売買等に伴う事後届出	国土利用計画法	1
	2-2	開発行為を行う場合の事前協議申請	東金市宅地開発指導要綱	3
	2-3	都市計画施設(都市計画道路等)や市街地開発事業(土地区画整理事業等)の区域内における建築物の建築の許可	都市計画法	4
	2-4	地区計画区域内における建築物の建築等の届出	都市計画法	4
窓口	No.	許認可等手続の名称	法令等の名称	頁
都市整備課 施設管理係	2-5	建築物又は工作物の確認申請	建築基準法	5
生涯学習課 文化学習振興係	2-9	埋蔵文化財包蔵地内での工事の届出	文化財保護法	7
資源エネルギー 庁	5-1	事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)		11
環境省	5-2	太陽光発電の環境配慮ガイドライン		11
	5-3	太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)		11
千葉県商工労働部 産業振興課	5-4	新エネルギー等施設の設置に関する手続情報[許認可等手続情報]		11
千葉県環境生活部 自然保護課	5-5	千葉県自然公園内の規制・届出について		12

## 1 土地取引に関する手続

1-1	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出・申出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	公有地の拡大の推進に関する法律(第4条第1項)
手続の種別	届出・申出
部署名	都市建設部 都市整備課 計画係
電話番号	0475-50-1154
手続の内容	一定規模以上の土地(都市計画施設等の区域内の土地:200平方メートル以上、その他の土地:10,000平方メートル以上)を有償で譲渡(売買、交換等)しようとする場合は、譲渡しようとする契約締結の3週間前に市へ届出が必要となる。 また、地方公共団体に土地(100平方メートル以上)の買取を希望する場合は、市へ申出ることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000003426.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000003426.html</a>
備考	

1-2	一定規模以上の土地売買等に伴う事後届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	国土利用計画法(第23条第1項)
手続の種別	届出
部署名	都市建設部 都市整備課 計画係
電話番号	0475-50-1154
手続の内容	対価が伴う面積5,000平方メートル以上の一団の土地に関する権利を取得する契約を締結したときには、契約締結日を含め2週間以内に届出が必要となる。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000003564.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000003564.html</a>
備考	

1-3	森林の土地の新たな所有者の届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	森林法(第10条の7の2第1項)
手続の種別	届出
部署名	経済環境部 農政課 農政係
電話番号	0475-50-1138
手続の内容	平成24年4月以降、個人法人を問わず、地域森林計画対象森林の土地を取得した方は、面積の大小を問わず、土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地の所在する市町村の長に届出書を提出しなければならない。(国土利用計画法に基づく土地売買後の届出を提出する場合を除く。)
ホームページ	
備考	

## 2 土地造成・土地利用・建築行為等に関する手続

2-1	道路・河川・法定外公共物の占用・工事に対する許認可
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	道路法(第24条(自費工事)、第32条(占用))、東金市法定外公共物管理条例、河川法
手続の種別	許可・承認
部署名	都市建設部 建設課 管理係
電話番号	0475-50-1145
手続の内容	道路、準用河川、法定外公共物(赤道、青水路等)を継続して使用しようとする場合は管理者に申請をし、許可を受けなければならない。 また、道路、準用河川、法定外公共物を工事しようとする場合も同様に管理者に申請をし、承認(許可)を受けなければならない。 なお、占用については占用料を徴収する。
ホームページ	
備考	国道、県道は山武土木事務所が申請先となる。

2-2	開発行為を行う場合の事前協議申請
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	東金市宅地開発指導要綱(第6条)
手続の種別	事前協議申請
部署名	都市建設部 都市整備課 計画係
電話番号	0475-50-1154
手続の内容	主として建築物の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更をしようとするときは、宅地開発事業事前協議申請を市長に提出し、その計画についてあらかじめ市長と協議しなければならない。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000000984.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000000984.html</a>
備考	開発区域が3,000平方メートル以上の場合には、都市計画法第29条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない。

2-3	都市計画施設(都市計画道路等)や市街地開発事業(土地区画整理事業等)の区域内における建築物の建築の許可
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	都市計画法(第53条)
手続の種別	許可
部署名	都市建設部 都市整備課 計画係
電話番号	0475-50-1154
手続の内容	都市計画施設(都市計画道路等)や市街地開発事業(土地区画整理事業等)の地区内において建築物の建築をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000002781.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000002781.html</a>
備考	

2-4	地区計画区域内における建築物の建築等届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	都市計画法(第58条の2)
手続の種別	届出
部署名	都市建設部 都市整備課 計画係
電話番号	0475-50-1154
手続の内容	地区計画区域内において、建築物の建築等を行おうとするときは、工事着手の30日前までに届け出なければならない。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000000986.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000000986.html</a>
備考	※届出対象行為 建築物の建築等、工作物の建設等



2-5	建築物又は工作物の確認申請
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	建築基準法(第6条第1項、第88条第1項)
手続の種別	確認
部署名	都市建設部 都市整備課 施設管理係
電話番号	0475-50-1150
手続の内容	新エネルギー施設等を建設する際に、それらの装置等を格納するもの又は支持するものが、建築基準法で規定する建築物又は工作物に該当し、申請規模要件の適用があれば、建築前に建築確認申請を提出し、工事着手前に確認済証の交付を受けなければならない。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000000999.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000000999.html</a>
備考	太陽光発電設備等で、一定の電気工作物に該当する場合等は「建築物」に該当せず「建築確認申請」は不要となる場合もあるが、設置者は、設備を設置することの安全性等について十分に配慮すること。

2-6	民有林(0.3ha)に係る伐採及び伐採後の造林の届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	森林法(第10条の8第1項、2項)
手続の種別	届出
部署名	経済環境部 農政課 農政係
電話番号	0475-50-1138
手続の内容	地域森林計画対象森林の立木を伐採しようとするときは、伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に伐採及び伐採後の造林届出書を提出しなければならない。(林地開発許可を受けて実施する場合等を除く。)造林完了後(伐採後に森林以外に転用する場合は、伐採完了後)30日以内に「森林の状況の報告」が必要となる。
ホームページ	
備考	1haを超える林地の開発は知事の許可を受けなければならない(森林法第10条の2)。また、0.3ha以上1ha以下の林地の開発は知事に届け出なければならない(千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条)。

2-7	農業振興地域の農用地区域からの除外
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	農業振興地域の整備に関する法律(第13条第2項)
手続の種別	計画の変更
部署名	経済環境部 農政課 農政係
電話番号	0475-50-1138
手続の内容	農業振興地域の農用地区域に指定されている土地を農用地以外の用途に使用しようとするときは、農業振興地域整備計画の変更(農振除外)の手続をしなければならない。
ホームページ	
備考	※法第13条第2項の5項目の要件を満たさなければ計画の変更はできない。 ※農振除外後には、別途、農地転用の手続が必要となる。

2-8	農地転用の許可申請
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	農地法(第4条、第5条)
手続の種別	許可申請
部署名	農業委員会事務局
電話番号	0475-50-1177
手続の内容	農地転用の許可申請(千葉県知事の許可が必要です。許可申請書の提出先は農業委員会になります。)
ホームページ	
備考	

2-9	埋蔵文化財包蔵地内での工事の届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	文化財保護法(第93条)
手続の種別	届出
部署名	教育部 生涯学習課 文化学習振興係
電話番号	0475-50-1187
手続の内容	「周知の埋蔵文化財包蔵地」内において土木工事等を行おうとするときは、着工の60日前までに市教育委員会に届け出なければならない。市と県で取り扱いについて協議の上、原則として県から通知後の着工となる。 ※位置図(1/25,000)と地形図(1/2,500)に位置と範囲を明示し、計画図面を添付して2部提出 ※工事場所が「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲に含まれるかどうかの確認は、窓口・ファックス・Eメール・文書(要依頼文)による回答が可能
ホームページ	
備考	

2-10	土砂等の埋立て等の許可申請等
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
手続の種別	許可申請または届出
部署名	経済環境部 環境保全課 公害対策係
電話番号	0475-50-1171
手続の内容	500㎡以上の土砂の埋め立て等を行う場合は、東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例による許可等を受けなければならない。 500㎡未満の土砂の埋め立て等を行う場合は、東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例を遵守すること。
ホームページ	
備考	

2-11	騒音・振動を発生させる工事の届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	騒音規制法、振動規制法、東金市環境保全条例
手続の種別	届出
部署名	経済環境部 環境保全課 公害対策係
電話番号	0475-50-1171
手続の内容	騒音規制法、振動規制法、東金市環境保全条例に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、工事開始の日の7日前までに届け出なければならない。
ホームページ	
備考	

## 3 設備等の設置・保安に関する手続

3-1	騒音・振動を発生させる施設設置の届出
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	騒音規制法、振動規制法、東金市環境保全条例
手続の種別	届出
部署名	経済環境部 環境保全課 公害対策係
電話番号	0475-50-1171
手続の内容	騒音規制法、振動規制法、東金市環境保全条例に規定する特定施設を設置しようとする者は、設置の30日前までに届け出なければならない。
ホームページ	
備考	

## 4 その他手続

4-1	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置
関係法令等名 (関係法令等名・条項)	地方税法附則(第15条) 地方税法施行規則附則(第6条)
手続の種別	その他 (固定資産税(償却資産)の課税標準の特例申請)
部署名	総務部 課税課 資産税係
電話番号	0475-50-1127
手続の内容	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した認定発電設備を除く、政府の補助を受けて設置された発電設備について、固定資産税の課税標準の特例に係る届出書を提出することにより、新たに課される固定資産税が三年分に限り特例措置が適用される。
ホームページ	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/0000004375.html">http://www.city.togane.chiba.jp/0000004375.html</a>
備考	<p>対象資産 【1000kw未満の発電設備】 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備 であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ 出力五十キロワット以上であること。 ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。 ①二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。)又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。)を受けて取得した設備。 ②地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六條の二十四第一項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備。 ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。 ニ 公有地に設ける設備でないこと。 ・産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備 【1000kw以上の発電設備】 ・産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備を除く</p>

## 5 参考:国ガイドライン・県許認可等手続情報

5-1	事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)
窓口	資源エネルギー庁
内容	再生可能エネルギー発電事業者が遵守すべき事項及び奨励される事項についての考え方が示されている。
ホームページ	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf</a>
備考	同ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合は、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法に基づき認定取消し等の措置が講じられることもある。
5-2	太陽光発電の環境配慮ガイドライン
部署名	環境省
内容	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない太陽光発電施設の設置における環境配慮についての考え方が示されている。  環境配慮の取組みにおける重要点は次の2点 1. 事前に環境影響の有無や程度を調べ対応策を考え、環境保全を組み込んだ事業とする。 2. 関係者に対し、十分に情報提供・説明を行う。
ホームページ	<a href="https://www.env.go.jp/press/107899.html">https://www.env.go.jp/press/107899.html</a>
備考	
5-3	太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)
部署名	環境省
内容	太陽光発電設備の利用終了後、収集運搬からリサイクル又は埋立処分、リユースの各段階における取り扱いや関係法令制度、遵守すべき事項等、太陽光発電設備の所有者、解体・撤去業者、収集運搬業者、リユース業者などの関係者別に整理されている。災害時における使用済太陽光発電施設の取扱いについても記載している。
ホームページ	<a href="https://www.env.go.jp/press/files/ip/110514.pdf">https://www.env.go.jp/press/files/ip/110514.pdf</a>
備考	
5-4	新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕
窓口	千葉県 商工労働部 産業振興課
内容	新エネルギー施設等を導入する際の許認可等の手続きを要する(又はその可能性のある)主な法令等を分野ごとにまとめている。
ホームページ	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-erngy/tetuzuki/documents/r5tetsuzukijouhou.pdf">https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-erngy/tetuzuki/documents/r5tetsuzukijouhou.pdf</a>
備考	

5-5	千葉県自然公園内の規制・届出について
窓口	千葉県 環境生活部 自然保護課
内容	自然公園(国定及び県立自然公園)における開発行為等の規制・届出について示されている。
ホームページ	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/kouen/shizenkouen/kisei.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/kouen/shizenkouen/kisei.html</a>
備考	